

大館神明社例祭余興奉納実行委員会会長及び監事の選挙に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則（以下「会則」という。）に基づき、会長及び監事を選出するために行う選挙に関して必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理組織)

第2条 選挙の執行を管理するため、次の者を置く。

- (1) 選挙管理者 選挙の執行を総括し、以下の者を指揮監督する。
- (2) 事務総括者 選挙の事務を総括する。
- (3) 事務従事者 選挙の事務を掌る。
- (4) 選挙立会人 選挙に立会い、適正に行われているか監視する。

2 選挙管理者は、理事会議長の職にあるものをもって充てる。ただし、会則第11条第2項により、議長が選出されるまでの間は、事務総括者がその職務を行う。

3 事務総括者は、事務局長の職にある者（代理を含む。）をもって充てる。

4 事務従事者は、事務局員が務める。

5 立会人は、会則第11条第3項により、議事録に署名する者が務める。

(立候補)

第3条 会長または監事の候補になろうとする者は、選挙を執行する理事会の開会までに選挙管理組織に届けなければならない。

2 会長候補者は、会則第13条第1項に定める部長会または理事3名以上の推薦を必要とする。

3 届出の手続きは、選挙管理組織に置いて定める。

(文書の配布)

第4条 候補者は、投票依頼を目的とする文書を理事席に配布することができる。

2 前項の文書は、あらかじめ選挙管理組織の承認を得なければならない。

3 選挙管理組織は、文書を配布した候補者1人につき、印刷の費用として300円を交付する。

(無投票当選)

第5条 候補者数について、会長選挙が1名、監事選挙が2名を超えなかったときは、候補者を当選人とする。

(選挙方法)

第6条 会長選挙は、選挙を執行する理事会開会時の出席理事の有効票の過半数を得た者を当選人とする。ただし、当選人がいない場合は、上位2人による決選投票を行う。

2 監事選挙は、得票順に上位2名を当選人とする。

3 当選人または決選投票を行う者の決定にあたって、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで定める。

(議場の閉鎖)

第7条 理事は、投票の間、議場を出入りしてはならない。

(投票録)

第8条 事務総括者は、選挙に関する次第を記載した選挙録を作成しなければならない。

2 選挙録は、当該理事会の議事録と併せて作成することができる。

(罰則)

第9条 次の各号に掲げる行為をした者は、会則第20条により罰する。

(1) 当選または当選させない目的により、理事に対し金銭、物品その他の財産上の利益または不利益もしくは役職の供与（供与の約束を含む。）をしたとき。

(2) 前号の供与（供与の約束を含む。）を受け、もしくは要求したとき。

(改正)

第10条 この規約の制定は、理事会の議決を必要とする。

2 制定案は、会長がこれを提出することができる。

附 則

この規約は、平成25年4月30日より施行する。